

# 令和5年度 山鹿中学校PTA総会資料

## － 資料内容 －

### 1 議 事

- (1) 令和4年度各報告
  - ・活動報告…P. 2
  - ・決算及び会計監査報告…P. 3～P. 4
  - ・PTA会則確認…P. 5～P. 8
  - ・PTA慶弔規定…P. 9
- (2) 令和5年度PTA役員選出
  - ・新役員の選考結果…P. 10
- (3) 令和5年度について
  - ・活動方針案…P. 11
  - ・PTA予算案…P. 12
  - ・各部常任委員会計画案について…P. 13～15

### 2 学校より

- (1) 特別支援教育について…P. 16～19
- (2) 学校からの説明
  - ・日本スポーツ振興センター掛金及び熊本県PTA共済について…P. 20～22
  - ・山鹿中安心メールについて…P. 23～P. 24
  - ・令和5年度教育計画について…P. 25
  - ・災害時の送迎、登下校の送迎…P. 26～P. 27
- (3) 転退職員紹介…P. 28
- (4) 転入職員紹介…P. 29
- (5) 職員紹介…P. 30

### 3 山鹿中学校部活動総会 (別紙参照)

- (1) ①部活動規定②R4事業報告③R4決算報告について
- (2) ⑤役員選出⑦R5事業計画及び予算案⑧後援会規約について
- (3) その他

令和4年度 主なPTA事業及び関係行事報告

年	月	日	○	PTA事業及び関係行事	年	月	日	○	PTA事業及び関係行事
4	4	6		PTA役員全体会・各部委員会	5	1	17		1月運営委員会
4	4	6		第一回研修庶務委員会	5	1	23		広報委員会(新聞とうろう作成)
4	4	11		入学式(1年役員選出補助・会長・副会長)	5	2	6		広報委員会(新聞とうろう作成)
4	4	15		山鹿市家庭教育部会議	5	2	11		山鹿市青少年育成大会役員及び大会参加
4	4	18		山鹿市P連役員会	5	2	14		2月運営委員会
4	4	17		受業参観・学級懇談・PTA総会・部活動総会	5	2	19		八幡校区新地区委員会(役員決め)
4	4	19		総会承認集計作業	5	2	20		広報委員会(新聞とうろう作成)
4	4	19		4月運営委員会	5	2	24		部活動後援会 役員及び各部新保護者会長会
4	5	2		臨時PTA運営委員会(体育大会に向けて)	5	2	27		山鹿・平小城・三岳校区新地区委員会(役員決め)
4	5	10		5月運営委員会	5	3	4		卒業式
4	5	13		山鹿市P連総会	5	3	8		市P連役員会
4	5	14		体育大会	5	3	14		3月運営委員会及びPTA新旧役員引継ぎ会
4	5	17		広報委員会(新聞とうろう作成)	5	3	20		市P連役員会及びR3単P会長候補者合同会議
4	5	17		山鹿地区社会福祉協議会	5	3	22		山鹿市手をつなぐ育成会会議
4	5	20		部活動後援会会議	5	3	28		会計監査
4	6	2		山鹿市青少年健全育成会議総会(ひだまり)					
4	6	4		県PTA連合会 総会					
4	6	8		広報委員会(新聞とうろう作成)					
4	6	9		第二回研修庶務委員会					
4	6	14		6月運営委員会					
4	6	15		犬子ひょうたん祭り補導					
4	6	16		市P連家庭部会議					
4	6	18		令和4年度山鹿市手をつなぐ育成会役員兼総会					
4	6	27		家庭教育委員会 制服・体操服仕分け作業					
4	7	6		市P連交流委員会会議					
4	7	11		家庭教育委員会 制服・体操服販売準備・仕分け					
4	7	29		7月運営委員会					
4	8	25		市P連交流委員会会議					
4	9	9		家庭教育委員会 制服・体操服仕分け作業					
4	9	10		家庭教育委員会 制服リユース販売					
4	9	13		9月運営委員会					
4	9	15		体育部会会議					
4	9	23		やまがスカイランタン補導					
4	10	4		広報委員会(新聞とうろう作成)					
4	10	6		山鹿地区運動会会議					
4	10	11		10月運営委員会					
4	10	15		山鹿地区運動会前日準備					
4	10	16		山鹿地区運動会競技委員					
4	10	20		市P連交流委員会会議					
4	11	4		県P山鹿大会実行委員会会議					
4	11	8		11月運営委員会					
4	11	11		熊本県PTA大会やまが大会前日準備					
4	11	12		熊本県PTA大会やまが大会役員及び講演会参加					
4	11	24		山鹿市青少年健全育成研修会(山鹿市民交流センター)					
4	11	26		よりよいPTA運営を話し合う会意見交換会					
4	11	28		広報委員会(新聞とうろう作成)					
4	11	29		部活動後援会 役員及び保護者会長会					
4	12	6		大道校区新地区委員会(役員決め)					
4	12	7		鶴城校区新地区委員会(役員決め)					
4	12	13		12月運営委員会					
4	12	15		山鹿市手をつなぐ育成会会議					
4	12	16		広報委員会(新聞とうろう作成)					

## 令和4年度 山鹿中学校PTA決算報告

### 1 収入の部

項目	予算額	実収入	増減	備考
会費（P）	1,384,560	1,391,040	6,480	
会費（T）	144,720	147,240	2,520	
雑収入・利息	0	0	0	
繰越金	482,474	482,474	0	
小計	2,011,754	2,020,754	9,000	
安全互助会費	97,950	98,250	300	
合計	2,109,704	2,119,004	9,300	

### 2 支出の部

項目	予算額	増減	更正予算額	執行額	残金	備考
事務費	80,000		80,000	45,798	34,202	用紙・印刷代等
運営委員会	80,000	△ 64,000	16,000	0	16,000	
慶弔費	180,000		180,000	163,000	17,000	香典、転出職員記念品代
負担金	300,000		300,000	290,105	9,895	市P連負担金・団体賠償責任保険料代
研修庶務委員会	80,000	△ 64,000	16,000	0	16,000	
保体委員会	90,000		90,000	61,356	28,644	ストップウォッチ・布団乾燥機等
給食委員会	60,000	△ 48,000	12,000	0	12,000	
広報委員会	200,000		200,000	191,400	8,600	PTA新聞制作費
生活安全委員会	100,000		100,000	49,665	50,335	体育大会 安全補導費
家庭教育委員会	50,000		50,000	12,200	37,800	リサイクル制服用ハンガー等
学年委員会	30,000		30,000	0	30,000	
選考委員会	5,000		5,000	0	5,000	
研修調査費	200,000		200,000	106,930	93,070	県PTA研究大会参加費等
研修補助費	220,000		220,000	198,950	21,050	活動補助費
防災費	100,000	△ 80,000	20,000	0	20,000	
環境整備費	90,000	336,000	426,000	425,720	280	花苗等環境整備関係
会員交流補助費	100,000	△ 80,000	20,000	0	20,000	
安全互助会費	97,950	300	98,250	97,950	300	会費
予備費	46,754	7,740	54,494	825	53,669	トークン発送料金
返金		1,260	1,260	3,960	△ 2,700	転出による返金
合計	2,109,704	9,300	2,119,004	1,647,859	471,145	

### 3 残高

実収入                      実支出                      残高  
 2,119,004 - 1,647,859 =                      471,145


残高      471,145      円は、令和5年度に繰り越します。

上記の通り報告します。

令和5年3月28日

山鹿市立山鹿中学校PTA書記会計


椎葉 美和 

橋本 義昭 

監査の結果、上記の通り相違ありません

令和5年3月28日

会計監査員

  
 石貫 希生  
 久武 康博 

## 令和4年度 給食費決算報告書

### 1 収入の部

単位：円

項 目	実 収 入	内 訳 等					
前年度繰越金	324,985						
生徒給食費	40,630,923	4月	146,300 円	10月	4,221,710 円		
		5月	17,810,492 円	11月	986,888 円		
		6月	4,270,164 円	12月	223,229 円		
		7月	8,036,375 円	1月	56,600 円		
		8月	48,880 円	2月	161,137 円		
		9月	4,508,728 円	3月	160,420 円		
		職員給食費	4,535,600	4月	0 円	10月	111,200 円
				5月	631,900 円	11月	636,600 円
				6月	776,200 円	12月	179,200 円
		7月	143,700 円	1月	121,100 円		
		8月	1,129,100 円	2月	42,900 円		
		9月	713,700 円	3月	50,000 円		
利 息	6	※旧給食費会計通帳(肥後銀行)解約に伴い、現通帳に入金					
合 計	45,491,514						

### 2 支出の部

単位：円

項 目	実 支 出	内 訳 等					
年間給食物資等代	44,670,874	4月分	2,488,442 円	10月分	4,132,920 円		
		5月分	4,640,847 円	11月分	4,356,519 円		
		6月分	4,974,470 円	12月分	4,116,591 円		
		7月分	3,252,851 円	1月分	4,408,315 円		
		8・9月分	5,343,455 円	2月分	3,719,752 円		
				3月分	3,236,712 円		
		返 金	460,927	※転出、給食ストップ、年度末清算 等			
		その他	825	トークン発送料			
合 計	45,132,626						

### 3 残高

実収入                      実支出                      残高  
 45,491,514 - 45,132,626 =              358,888

(残高)    358,888    円は令和5年度へ繰り越します

上記のとおり報告いたします。

令和 5年 3月 28日

山鹿中学校給食費会計

高木 聖子



監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和 5年 3月 28日

石貫 希生  
久武 康博



# 山鹿中学校PTA会則

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は山鹿中学校PTAと称し事務局を同校に置く。

## 第 2 章 目 的

第2条 本会は生徒を正しく、強く、明るく育てていくために、教育に対する理解を深め、学校・家庭・社会の連絡を緊密にし、生徒の幸福のために努力することを目的とする。

## 第 3 章 性 格

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であって、営利を目的とせず、宗教及び政党に関係しない。

第4条 本会は学校行政及び学級運営に不当な干渉を行わない。

第5条 本会は生徒の福祉のために働いている他の団体や施設と協力する。

## 第 4 章 会 員

第6条 本会員は生徒の父母、又はこれに代わる者及び本校教職員とする。また教育に関心を持ち本会の目的に賛同する者も会員となることができる。但し運営委員会の承認を得るものとする。

第7条 会員は本会の目的達成のため諸会合に出席する権利と義務がある。

第8条 会員は総会の議決事項を守る義務がある。

第9条 会員は規定の会費を納めなければならない。

## 第 5 章 経 理

第10条 本会の経理は会費の他、寄付金その他の収入を持ってこれにあてる。

第11条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われる。

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第 6 章 役 員

第13条 本会の役員は会長、副会長を山鹿小学校区より3名、その他の小学校区より1名~~(三岳・平小城小学校区は合わせて一つの小学校区とする。)~~とし、そのうち1名を会長とする。さらに、書記会計4名（内本校職員2名）、監査2名とし役員会を構成する。

第14条 本会の役員の任期は1ヶ年とする。但し前年度役員はその年次総会で新役員が決定する迄その職務をとる。役員の任期満了以前に欠員が生じた場合は運営委員会でこれを補充する。

第15条 役員は年時総会前に選考委員会で選出し、年次総会の承認を得て決定する。役員選考委員は、山鹿小校区5名、他小学校区は2名程度及び本校教職員2名をもって構成する。

第16条 会長はすべての会務を統括し、外部に対して会を代表する。又、必要に応じて相談役を選出し、運営委員会にて決定する。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

第18条 書記は全ての会合の正確な記録を作り、委任されたその他の職務を行う。

第19条 会計は本会の出納一切を行い、年次総会に決算報告をしなければならない。

## 第 7 章 総 会

第20条 年次総会は年度始めに開くものとする。

第21条 会員の20分の1の要求により、または運営委員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第22条 年次総会は会員の3分の1をもって、臨時総会は3分の1をもって定足数とし、出席者の過半数を持って議決する。(会則改正については付則で定める)但し委任状をもって出席と見なすことができる。

第23条 総会は本会の最高議決機関で付議事項は下記の通りとする。

1. 年次事業計画及び予算に関する事。
2. 新役員に関する事。
3. 会則の改正に関する事。
4. 会費の決定に関する事。
5. その他本会の目的達成に必要な事。

## 第 8 章 運営委員会

第24条 運営委員会は役員、常任、学年、特別支援学級の委員長、体育部活動委員長、文化部活動委員長、相談役及び学校長をもって構成する。

第25条 運営委員会は毎月開くことを原則とする。運営委員会は構成員の2分の1をもって定足数とし、出席者の過半数をもって議決する。会長は構成人員の半数以上が要求する時は臨時運営委員会を開かねばならない。

第26条 運営委員会の任務を次の通りとする。

1. 総会に関する事。
2. 各常任委員会の事業に関する事及び本会の運営に関する事。

## 第 9 章 常任委員会

第27条 本会の目的達成のため次の常任委員会を置きそれぞれの業務を行う。

1. 研修庶務委員会 P T A の懇親や P T A 教育講演会等の計画と運営に関する活動
2. 広報委員会 P T A 新聞の編集及び発行等の活動
3. 生活安全委員会 交通指導及び生徒の校外生活等に関する活動
4. 保健体育委員会 生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動。
5. 給食委員会 生徒の給食や食育に関する研修や広報等の活動
6. 家庭教育委員会 家庭教育の情報発信や制服のリユース推進等の活動

第28条 常任委員会は役員と同じ方法により選出された正副委員長と若干の委員によって構成する。委員は地区委員の互選とし、山鹿小校区より4名程度、他小校区より2名程度選出し、会長はこれを委嘱する。但し生活安全委員は補導員より推薦し、会長はこれを委嘱する。

第29条 委員長は委員会を代表し事業計画を運営委員会に提出するものとする。副委員長は委員長を補佐し委員長不在の時はその職務を代行する。

第30条 常任委員会の事業は運営委員会の承認を必要とする。

## 第 10 章 会計監査

第31条 会計監査委員は役員と同じ方法により選出された2名の委員をもって構成する。

第32条 会計監査委員は会計所轄の帳簿類を必要に応じ年次総会に監査報告をしなければならない。

第33条 会計監査委員は運営委員会に出席し意見を述べることができる。

## 第 11 章 特別委員会

第34条 会の特別の必要に応じ特別委員会を置くことができる。

第35条 委員は運営委員会にて選出し会長はこれを委嘱する。正副の委員長はその互選とする。

第36条 特別委員会はその経過を運営委員会に若しくは総会に報告しその事由が終われば解散する。

## 第 12 章 地（校）区及び学年会

第37条 地区会は、各地区、学年会は各学年の会員によって組織する。

第38条 各地区より年次総会前に男女若干名の地区委員を選出し、地区委員長を互選する。

第39条 校区ごとに地区委員長をおく。但し校区代表委員には副会長がこれにあたる。

第40条 地区委員は各校区内会員の親睦をはかり、生徒の校外生活について学校と緊密な連携をとり生活及び福祉の向上にあたる。

第41条 地区委員長は必要に応じて地区委員会を開くことができる。

第42条 各学級より学級委員を選出する。(山鹿小校区2名, 他小校区各1名)

第43条 各学年に各学級委員の互選による学年委員(学級数)を置く。

第44条 学年委員の互選により学年正副委員長を置く。学年委員長は必要に応じ学年総会及び学年並びに学級委員会を開くことができる。

### 第 1 3 章 付 則

第45条 各委員会に委員として本校職員を若干名置くことができる。

第46条 常任委員会, 会計監査委員会及び地区並びに学年会の委員の任期については役員に準ずる。

第47条 会長・副会長及び学校長は代議員として山鹿市PTA連絡協議会につながるものとする。

第48条 本会に運営委員会の承認を得て顧問を置くことができる。

第49条 会則は総会出席者の3分の2以上の賛同により改正することができる。

第50条 本会は昭和48年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し, 昭和61年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し, 昭和63年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成7年4月21日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成10年4月17日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成11年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成12年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成13年4月22日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成18年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成21年4月19日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成26年4月13日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成29年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成30年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成31年4月14日より実施する。

本会則は一部改正し, 令和4年12月5日より実施する。



## 山鹿中学校P T A 慶弔規定

職 員	死 亡	5,000 円	{ 入院 2 週間以上の時または自宅 療養 1 ヶ月以上の時
	配 偶 者 死 亡	3,000 円	
	父 母 子 死 亡	3,000 円	
	病 気	2,000 円	
	非 常 災 害	その都度	
	校医薬剤師死亡	3,000 円	
生 徒	死 亡	5,000 円	( 同 上 )
	病 気	2,000 円	
	非 常 災 害	その都度	
父 母	保 護 者 死 亡	5,000 円	( 同 上 )
	運 営 委 員 病 気	2,000 円	

- 1 本規定は、昭和 52 年 4 月 25 日より施行する。
- 2 非常災害の時及び特に考慮の必要のある時は運営委員会の決定による。
- 3 職員転出者の記念品代は慶弔費より支出する。  
( 1 年…3,000 円、2 年以降は 1 年につき 1,000 円)

## 山鹿中学校P T A 表彰規定

- 1 P T A 役員にあつては、任期を 1 年以上の場合表彰する。
- 2 P T A 運営委員(上記役員を除く)にあつては、任期が連続 2 年以上の場合表彰する。
- 3 上記のいずれの場合も、任期が連続 6 年以上の場合においては特別表彰する。
- 4 上記のほか、特に功労のあつた会員にあつては、運営委員会で協議の上、別途表彰する。
- 5 本規定は、昭和 55 年 3 月 24 日より実施する。

令和5年度山鹿中学校PTA役員(案)

役職	校区	氏名
会長	大道	永田 壮拡
副 会 長	山鹿	辻 奈々
	山鹿	酒井 真美
	山鹿	高水間 太
	八幡	中満 潤也
	三玉	松本 佳奈子
書 記 会 計	大道	松本 美恵
	八幡	熊谷 三登重
	主幹	橋本 義昭
	P会計	椎葉 美和
会 計 監 査	山鹿	新井 千里
	山鹿	田上 佳博

# 令和5年度PTA活動方針（案）

## 基本目標スローガン

### 『継承と進化 子どもたちの健全育成のために』

これまで長年かけて築き上げてこられた山鹿中学校 PTA の絆を継承しながらも、多様化、複雑化する社会情勢の中、新しい時代にふさわしい活動を推進していきます。

PTA 活動は会員お一人おひとりのご協力のもとに成り立っています。子どもたちのため、共に楽しみながら活動していきましょう。

## 重点目標

### 1 学ぶ

地域行事、学校行事、研修会へ積極的に参加し、会員相互の信頼関係を深めるとともに、郷土愛を育み家庭教育に活かす

### 2 繋がる

教職員、保護者、地域の方々に加え生徒会との連携を強化し、子どもまんなか社会の実現に向け PTA がその架け橋となる

### 3 守る

人権教育・特別支援教育の啓発、いじめ・不登校等あらゆる差別に対する理解と、それをなくすための意識改革に努める

### 4 進む

ICT の活用、SDGs の取り組みなど、時代に即した PTA 体制・活動を推進する

## 令和5年度 山鹿中学校PTA予算（案）

### 1、収入の部（概算）

項目	前年度	5年度	人数	月	会費	増減
繰越金	482,474	471,145				△ 11,329
会費（P）	1,384,560	1,360,800	630	12	180	△ 23,760
会費（T）	144,720	133,920	62	12	180	△ 10,800
安全互助会費	97950	97,350	649		150	△ 600
雑収入・利息	0					0
合計	2,109,704	2,063,215				△ 46,489

### 2、支出の部

項目	前年度	5年度	増減	備考
事務費	80,000	40,000	△ 40,000	用紙等
運営委員会	80,000	80,000	0	会議費等
慶弔費	180,000	180,000	0	香典・転出職員記念品等
負担金	300,000	380,000	80,000	市P負担金（500円/人）・県P負担金等
研修庶務委員会	80,000	80,000	0	教育講演会講師謝金等
保体委員会	90,000	90,000	0	レクリエーション大会費 体育大会トイレ借用費（市民プール）
給食委員会	60,000	60,000	0	給食試食会、料理教室等
広報委員会	200,000	200,000	0	P T A新聞制作費・写真代等
生活安全委員会	100,000	100,000	0	夏休み 学校行事・補導諸経費 体育大会警備員（3名）経費
家庭教育委員会	50,000	40,000	△ 10,000	家庭教育情報発信等
学年委員会	30,000	30,000	0	学年委員会補助
選考委員会	5,000	5,000	0	会議費
研修調査費	200,000	200,000	0	九州P・県P大会・その他研修参加費
研修補助費	220,000	220,000	0	役員研修・会長渉外費等補助
防災費	100,000	70,000	△ 30,000	コロナ感染対策・防災関係消耗品等
環境整備費	90,000	90,000	0	環境整備等
会員交流補助費	100,000	100,000	0	歓送迎会補助等
安全互助会費	97950	97,350		
予備費	46,754	865	△ 45,889	
合計	2,109,704	2,063,215	△ 46,489	

※市P負担金 R4年度400円→R5年度500円

## 令和5年度 PTA各部委員会活動計画(案)

	研修庶務委員会	広報委員会	生活安全委員会	保健体育委員会
業務	P T Aの懇親やP T A教育講演会等の計画と運営に関する活動 生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動	P T A新聞の編集及び発行等の活動	交通指導及び生徒の校外生活等に関する活動	生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会則、規定等の整備</li> <li>・ 委員会の行事計画のまとめ</li> <li>・ 各委員会との協調を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山中P T A新聞「とらうらう」発行 (7月・12月・3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区における年間を通じての補導</li> <li>・ 学校からの要請があれば随時行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校区及び校区内の安全点検</li> <li>・ 会員親睦レクリエーション大会の実施</li> <li>・ 体育大会への協力</li> <li>・ 市P連レクリエーション大会への参加</li> </ul>
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間計画作成(4月)</li> <li>・ 歓送迎会の計画と実施(今年度中止)</li> <li>・ 庶務委員会(6月)</li> <li>・ 庶務委員会(9月)</li> <li>・ P T A教育講演会(7~12月)</li> <li>・ 庶務委員会(10月)</li> <li>・ 庶務委員会(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間計画作成(4月)</li> <li>○ 毎月第1水曜P T A新聞づくり委員会</li> <li>・ 第1回新聞づくり会議(5月)</li> <li>・ 第1回新聞発行(7月)</li> <li>・ 第2回新聞づくり会議(10月)</li> <li>・ 第2回新聞発行(12月)</li> <li>・ 第3回新聞づくり会議(1月)</li> <li>・ 第3回新聞発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間計画作成(4月)</li> <li>・ 体育大会巡回指導(5月)</li> <li>※R2より警備員配置</li> <li>・ 体育大会(参加者・来場者の案内誘導)(5月)</li> <li>・ 山鹿市青少年育成センターの補導(5月~3月、月2回)</li> <li>・ 交通指導計画(6月~3月、月2回)</li> <li>・ 犬子ひょうたん補導(6月15日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間計画作成(4月)</li> <li>・ 体育大会(5月)(爆竹、参加者・来場者の案内誘導)</li> <li>・ 山鹿中ふらばーるぼーるバレー大会(未定：以前は7月)</li> <li>・ 市P T A親善球技大会(ふらばーるぼーるバレー大会)(未定：以前は8月末)</li> </ul>

	給食委員会	家庭教育委員会	学年委員会
業 務	生徒の給食や食育に関する研修や広報等の活動	家庭教育の情報発信や制服のリユース推進等の活動	<1年；年間計画> 4月：学級委員選出 5月：体育大会協力 7月：集団宿泊教室 7月：授業参観(学級懇談) ：学年PTA総会 12月：授業参観(学級懇談) ：学年学級委員会
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食試食会</li> <li>・新聞づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服等のリサイクル販売</li> </ul>	<2年；年間計画> 4月：学級委員選出 5月：体育大会協力 7月：職場体験学習 7月：授業参観(学級懇談) 10月：2年PTA役員会 11月：学年PTA総会 ：修学旅行 12月：授業参観(学級懇談)
年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・給食試食会(7月)</li> <li>・新聞作成(7月)</li> <li>・新聞作成(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・リユース制服販売の計画をたてる。販売日を年3回実施。(授業参観に合わせて実施)</li> <li>・昨年度の校内アンケートの分析(6月)</li> </ul>	<3年；年間計画> 4月：学級委員選出 5月：体育大会協力 6月：3年PTA役員会 ：3年学年総会 7月：三者面談 ：授業参観(学級懇談) 10月：3年学年総会 11月：進路説明会 12月：授業参観と 進路三者面談 2月：3年学年総会 3月：学年PTA ：卒業式

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R5 主な学校 行事等 【予定】	10 始業式 11 入学式 16 授業参観 — PTA総会 — 部活動後援会 定期総会 24/25各部総会	13 体育大会	7・8前期中間テスト 17市中体連大会 18市中体連大会	4～6 2年職場体験 6～8 1年宿泊教室 12 授業参観 15～18 中体連 20 終業式 24 県吹奏楽コン	3～九州中体連 4 県合唱コン 15 灯籠祭 16 灯籠祭 17 清掃ボランティア 29 始業式	6～前期期末テスト 9 九州合唱コン 18 県マーチング	12 校内合唱コン 13 前期通知表記 17 市駅伝大会 24 3年共通テスト	5 Nコン全国大会 9 生徒会選挙 10 県中体連駅伝 15～18 修学旅行 30～3年三者面談	2 九州駅伝 8 県学力調査 14 授業参観 22 終業式	9 始業式 9～実力テスト 25 3年後期期末テスト	2 公立高校前期 6 新入生保護者 説明会 7～1・2年後期 期末テスト	6 3年公立高校後 期選抜 9 3年修了式 2 卒業式 22 1・2年修了式 28 退任式
運営 委員会 (毎月第2火曜日) その他	5 PTA全体会及各 部委員会 (年間計画作成) 18 ①運営委員会 19 ②運営委員会	市P連総会・懇親 会(会長、校長、 前会長)(一昨年 度17日) 9 ②運営委員会	県PTA連合会定 期総会(会長)予 定 県共済説明会(会 長・学校担当) 13 ③運営委員会	11 ④運営委員会	12 ⑤運営委員会	10 ⑥運営委員会 28・29日本九州ア マチュア研究大会 大会	8 県人権子ども 集会 14 ⑦運営委員会 11 県Pあしきた・ みなまた大会 21 県人教大会	12 ⑧運営委員会	16 ⑨運営委員 会※1月のみ3 週目の火曜日 地区委員・ 指導員選出 (昨年度10日)	13 ⑩運営委員会	12 ⑪運営委員会	12 ⑫運営委員会 PTA引継ぎ会 28 会計監査
学年		一年学年総会 (未定)	三年PTA役員会(一 昨年度7日) 三年学年総会 (一昨年度29日)				二年PTA役員会 (一昨年度19日) 三年学年総会 (一昨年度25日) 一年学年総会 (一昨年度26日) 第3回委員会	二年学年総会 (一昨年度19日)			三年学年総会 (一昨年度22日)	
研修 委員会 (庶務)	第1回各部委員会 (年間計画作成) PTA歓迎会			第2回各部委員会					15 PTA教育講演 会準備運営等			
広報 委員会 (教養)	第1回各部委員会 (年間計画作成)	PTA新聞づくり 19:30～	PTA新聞づくり 19:30～	PTA新聞づくり 19:30～ PTA新聞配付			PTA新聞づくり 19:30～	PTA新聞づくり 19:30～	PTA新聞づくり 19:30～ PTA新聞配付	PTA新聞づくり 19:30～	PTA新聞づくり 19:30～	PTA新聞配付
生活安全 委員会 (補導)	第1回各部委員会 (年間計画作成)	15 体育大会の交通 整理	青少年育成市民 総会予定 15天子ひょうたん 補導	毎月第1水曜日 P T A 新聞づくり								
保健体育 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	14 体育大会爆竹 (各小学校区) 体育大会の交通整 理	ふらばーるぼー ろ ハレー打ち合わせ 山中ふらばーる ぼーろハレー練習 会予定	山中ふらばーる ぼーろハレー練習 会 山中ふらばーるハ レー大会予定 市PTA軟書球技大会								
給食 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)		第1回試食会 新聞作成	料理教室予定 新聞作成	子ども食堂②	子ども食堂①		子ども食堂まとめ	第2回試食会 新聞作成	第3回試食会 新聞作成		
家庭教育 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	制服リユース販売 計画完了	校内アンケート分析 会議	授業参観 販売	家庭教育情報発信 まとめ	授業参観 販売		子ども食堂まとめ	授業参観 販売	制服リユース呼び かけプリント作成・ 配付・呼びかけ		
体育・文化 部活動委員長	総会事前打ち合わせ 部活動後援会定期総 会 27/28各部の総会	部活動後援会役 員及び各部保護者 会長会予定	部活動懇親会					部活動後援会役 員及び各部保護者 会長会予定				体育部活動委員 会役員体育部活動 監査予定
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

## 特別支援教育は…

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

A photograph showing the lower bodies and arms of two children standing on a green lawn. The child on the left is wearing a white sweater and dark pants. The child on the right is wearing a yellow patterned vest over a light blue shirt and blue shorts. They are holding both hands in the center, symbolizing support and connection.

平成19年4月に施行された改正学校教育法により、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。



# 特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

## 学校全体で支援します！

- 通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。
- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級」による指導の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています\*1。

### <これらを学校で進めるために…>

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡、調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会\*2を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

#### 通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

#### 交流及び共同学習

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、読書、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱、身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

#### 特別支援学級

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、聴覚障害、難聴、言語障害、情緒障害

- \*1 学校において障害のある子どもの介助や授業支援を行います。
- \*2 通級指導担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全体的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

特別支援学校では…

## 専門性を生かした特別支援教育を行います！

- 特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等部で行います。
- 対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱

#### 一人一人に応じた指導

小学校・中学校などに進ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。



#### 専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導しています。



#### 就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や連絡指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。



#### 教育相談・巡回指導など

障害のある子どもへの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などから求めに応じて助言・援助を行います。



#### さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります\*。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の形態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。

\*小学校、中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。



## 連携

**教育**  
特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学  
教育委員会  
教育センター

## 医療

地域の病院  
障害者専門医療機関

## 保健

地方公共団体の保健担当部局  
保健所、保健センター

## 福祉

地方公共団体の福祉担当部局  
保健所、児童相談所  
社会福祉協議会  
障害者福祉センター  
発達障害者支援センター

## 労働

ハローワーク  
地域障害者職業センター  
障害者就業・生活支援センター  
企業

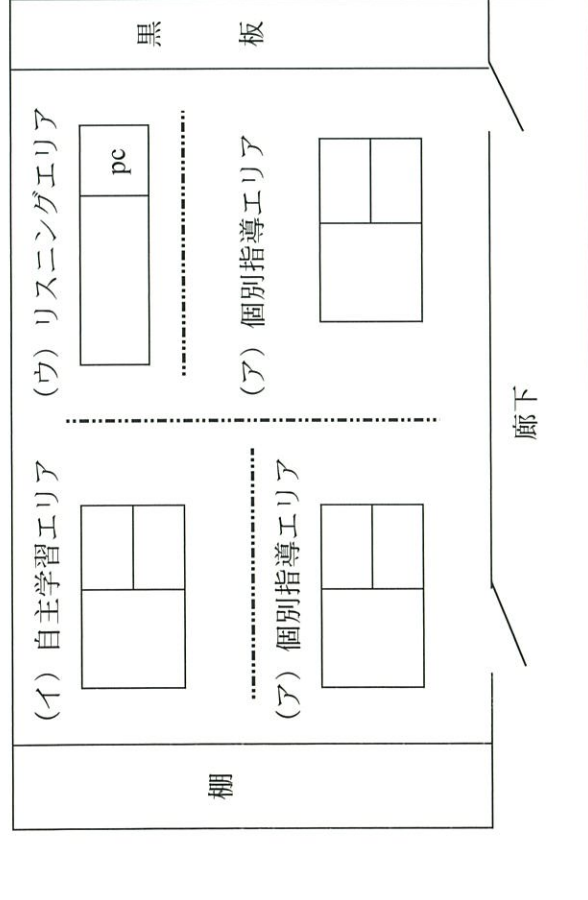
## その他

NPO、親の会  
地域の活動グループ

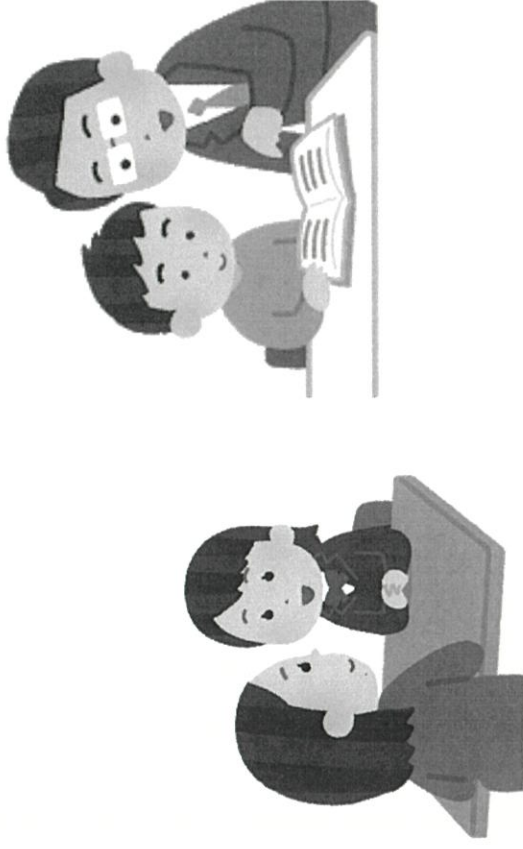
各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

## 連携

など



みどり葉教室 (2棟1階)  
ば きょうしつ



(ア)【個別指導エリア】

可動式間仕切りで仕切った部屋で、視覚刺激が軽減されます。窓には、カーテン等で外からの刺激も減らしています。

(イ)【自主学習エリア】

壁に向かい、学習を進めることができるように机を設置しています。一人で集中して学習に取り組みたいときや、心を落ち着かせ、静かに過ごしたいときのためのクールダウンの場所です。

(ウ)【リスニングエリア】

CD、PCを設置しています。リスニングの学習の時やイヤライラした気持ちを落ち着かせる時、気分転換を図るための場所です。静かに心を整えることができます。

〒861-0501 山鹿市山鹿446番地  
 学校代表 (TEL) 0968-43-1185  
 (FAX) 0968-43-5818  
 担当者： 永田 博徳 岩田 亜紀

\*また、可動式間切り ( ..... 部 ) を全部開いた状態にすることで、広いスペースが必要な学習や保護者会並びに担任との連絡会としても活用します。

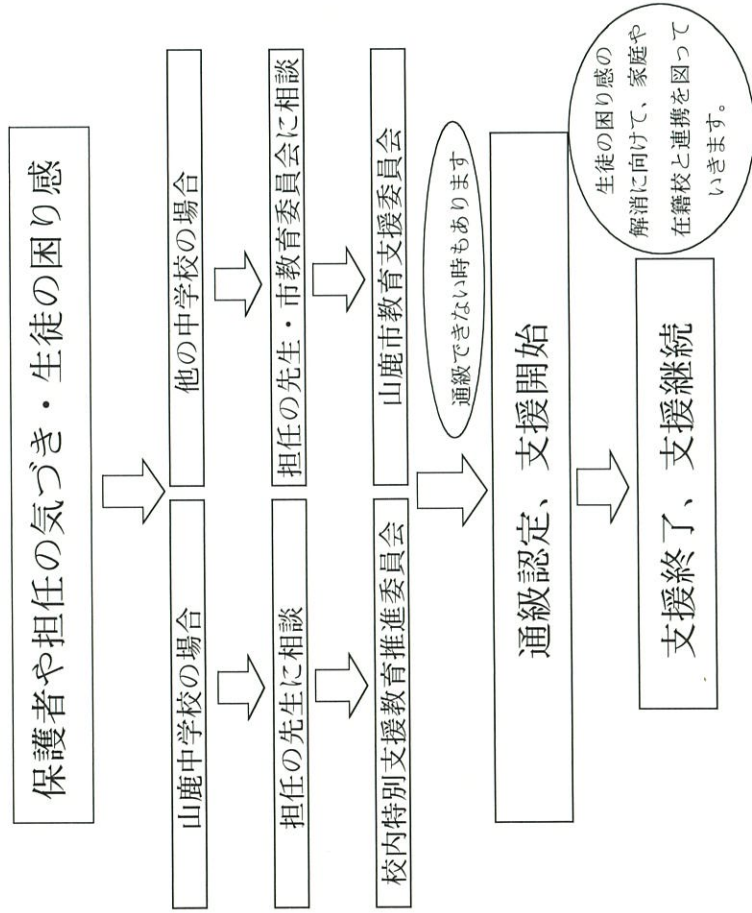
## 【通級指導教室】とは

「通級指導教室」は、学校生活で学習や人間関係づくりなどの困り感を持っている生徒のために、支援や指導を行う場所として、平成19年度から全国的に新設されました。山鹿中学校ではこの通級教室のことを「みどり葉教室」と呼んでいます。

「みどり葉教室」では、通常の学級に在籍している生徒の困り感を緩和するために、個々の状態に応じた指導を個別、もしくはグループで行っています。本校の生徒だけでなく、山鹿市内の中学校から通って指導を受けることもできます。指導できる時間は、月に1時間から週に8時間まで、個別に相談のうえ決定します。

なお、通級による指導を受けるためには、本人や保護者の希望と山鹿中学校では校長の、他の中学校では山鹿市の教育支援委員会の判断が必要です。

## 通級までの流れ



## 一 特別な教育的ニーズがある子どもへの支援



## 子どもの思い



「みどり葉教室」では、一人一人の教育的ニーズに応じて「人間関係づくり」や「コミュニケーション」等の自立活動を、また「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」に対しての教育的支援を行います。生徒が自信をもって友だちと関わり、楽しい学校生活を送れるように、保護者や学級担任と連携を図っていきます。

# 「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と学校の設置者との契約(災害共済給付契約)により、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者(同意確認後)の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

## ■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による0-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

## 対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校(全日制、定時制及び通信制) 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校(昼間学科、夜間等学科及び通信制学科)
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

## 共済掛金の額 (令和5年度)

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
	高等専門学校	1,930 (965)
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※ ( )内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円(高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

## 給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

## 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

## 給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」等)をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

### ※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。  
 なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

### 【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ：[https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT  
COUNCIL



## 1, 熊本県PTA共済

### P災コース 500円（児童・生徒、指導者向け）

この保険は、上記1の保険でカバーできない部分を補うものです。

単位PTA主催等による諸活動並びに単位PTA会長が承認した学校教育外体育・文化活動の際に発生した負傷や疾病及び障害に対する保障。

### 安互コース 150円（保護者、PTA活動支援者向け）

保護者の方々の、PTA活動等にかかる事故等についての保険です。

例えば、PTA活動としてのミニバレー大会でのけが等。プール監視中の事故やけが。

PTA共同作業中のけが等。研修会に参加する途中の事故等。

## 2, 日本スポーツ振興センター掛金

### 460円（すべての生徒一人一人に必要です）

保護者の自己負担治療費1,500円以上にかかる部分。

○学校管理下にある活動中の負傷、学校給食に起因する中毒や疾病、さらにこれらの負傷や疾病が治った場合において存する障害に対しての保障を行うもの。

※学校管理下とは、授業中、学校行事、部活動、課外指導中、休憩時間中、通学路を登下校している時等です。

#### (1) 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金および負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ①授業中（特別活動中を含む）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

#### (2) 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第5条によります。]

##### ① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

##### ② 障害見舞金

障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。

（通学中の場合は、1,885万円から41万円）

##### ③ 死亡見舞金

2,800万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円）

#### (3) 給付基準

①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

③損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた額の限度において、給付を行わない場合があります。

## 一斉メール配信システム 『山鹿中安心メール』登録のお願い

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

皆様に本校の「一斉メール配信システム」への登録のご案内を致します。外出先でもスピーディーかつ、確実に学校やPTAからの情報を受け取ることができます。子ども達の安全を守り、学校やPTA活動を円滑に行うため、保護者全員のご登録をお願い致します。

下記<ご注意>をよくご確認の上、ご登録をお願いいたします。 (登録方法は裏面)

### 4月16日までに登録をお願いします！

登録されない方には、急を要する情報のお知らせができません。必ず登録をお願いします。

### 山鹿中安心メール

#### 不審者情報

〇〇付近で不審者が目撃されました。本日は集団下校となります。〇時頃下校となりますので、可能な方は近所までお迎えをお願いします。不審者の特徴は黒っぽい服装にマスク着用で、白の車に乗って…

#### 学年行事などの案内

明日は、〇学年行事です。〇時に体育館に集合してください。体育館用シューズとPTAの腕章をお持ちください。多くの皆様の参加をお待ちしています。

#### 学校からの緊急連絡

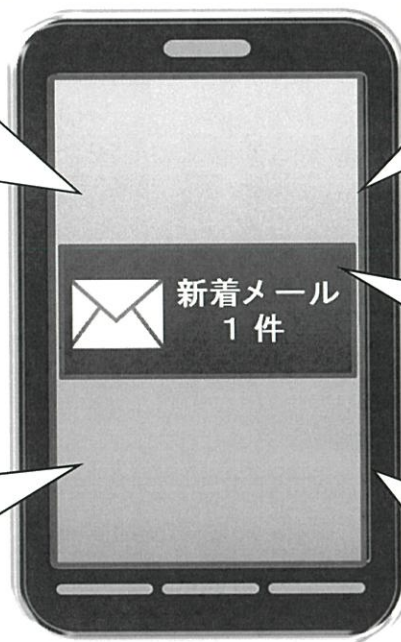
明日の運動会は雨のため延期になりました。明日は通常授業となります。明後日が振替休日となります。

#### インフルエンザ情報

インフルエンザによる学級閉鎖のご連絡です。本日、〇年×組のインフルエンザの罹患者が〇名になりましたので、学級閉鎖となりました。

#### PTAからのお知らせ

〇月〇日は校内美化作業です。子供たちが安全で快適な学校生活が送れるように、ご協力をお願いします。7:00に学校校庭に集合して下さい。



#### < ご注意 >

- ① メールアドレスを変更された場合は、再度空メールを送信し、再登録をお願いいたします。
- ② 登録された個人情報は、配信以外に使用することはありません。
- ③ メール受信には通常のメール受信料がかかります。
- ④ 協賛事業所に対して、本メールへ登録した情報が開示されることはありません。
- ⑤ ご登録は保護者（PTA会員・PTA非会員）及び児童生徒のご家族、学校が許可する方々に限らせて頂きます。

### 「山鹿中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR（地域貢献）に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集（1業種1社限定）しております。

**残り 1 社募集中**

- 痛みがとれて、姿勢もよくなる よしむら整骨院
- 明るく元気にお出迎えます。ドコモショップ山鹿店
- あすを読む 熊本日日新聞社
- あなたと私のゆめタウン ゆめタウン光の森

# 山鹿中安心メール 登録のしかた

◆ 「あんしんメール」ご登録方法は、アプリまたはメールアドレスのどちらでも登録できます◆



## 「あんしんメール」アプリでの登録

- 「あんしんメールアプリ」をインストール（無料）
- 「あんしんメールアプリ」を起動し、「新規登録」をクリック
- グループ画面の「追加（画面右上）」をクリック
- 下記の登録用メールアドレスのQRコードの読み取りまたはメールアドレスを直接入力し、「グループに登録」をクリック
- 必要事項入力後「登録」をクリックし、グループ画面に登録した学校名が表示されると登録完了

① 【iPhone版】



【Android版】



QRコード	<h3>「山鹿中安心メール」登録用メールアドレス</h3> <p>※ アプリインストールによる個人情報の収集等は一切ありません</p> <h2 style="font-size: 2em;">ymgc@gw.ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>
-------	---

<p><b>①</b> 右上記のQRコードでアプリがインストールできない場合</p> <p>【iPhone版】</p> <p>… 「App Store」</p> <p>【Android版】</p> <p>… 「Playストア」</p> <p>から「あんしんメール」を検索ください</p>	<p><b>②</b> </p> <p>新規登録またはデータ引き継ぎを選択してください。</p> <p>新規登録</p>	<p><b>③</b> </p> <p>グループへの登録は、画面右上の「追加」ボタンをタップして登録することができます。</p>	<p><b>④</b> </p> <p>登録用メールアドレスはご自身のメールアドレスではありません。</p> <p>グループに登録</p>	<p><b>⑤</b> </p> <p>登録者名 (本人氏名)</p> <p>※必須</p> <p>テクノ太郎</p> <p>登録者所属</p> <p>※必須</p> <p>保護者</p> <p>教職員</p> <p>登録</p>
---	--	--	---	---



## メールアドレスでの登録

- 下記の登録用メールアドレス (QRコードまたは直接入力) へ空メールを送信

QRコード	<h3>「山鹿中安心メール」登録用メールアドレス</h3> <p>※ スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の一字(「あ」等)を入れて送信して下さい</p> <h2 style="font-size: 2em;">ymgc@gw.ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>
-------	--

- 返信メール本文に記載のURLをクリック
- 「本登録画面へ」をクリック
- 表示された登録画面の項目を入力
- 「入力内容確認」をクリック
- 登録内容を確認し、「登録」をクリック
- 「登録完了」画面が表示されると登録完了

②登録フォーム

…からの緊急連絡・お知らせ事項・不審者情報などを配信いたします。仮会員登録が完了しました。下記のURLを開き登録画面へお進みください。

<http://gw.ansin-anzen.jp>

④登録画面表示

\*は必須項目です。

登録メールアドレス  
xxx@docomo.ne.jp

登録者名 \*

入力内容確認    キャンセル

【ドメイン指定受信設定】



**【ご注意】空メールを送っても返信が来ない場合**

ドメイン (anzen.jp) 指定受信の設定をお願いします  
※メールアドレス指定ではありません  
※設定ができない場合、この用紙をお持ちになり各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい

● 株式会社テクノミックス(<http://tmix.co.jp/>) ●

登録方法のお問い合わせは、  
①学校名    ②お名前    ③電話番号  
④お問い合わせ内容 をご記入の上、  
株式会社テクノミックス [qa@tmix.co.jp](mailto:qa@tmix.co.jp) まで  
メールにてお問い合わせください。

## 「山鹿中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR (地域貢献) に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集 (1業種1社限定) しております。

**残り 1 社募集中**

ゆめタウン光の森

ドコモショップ山鹿店

熊本日日新聞社

24





# 山鹿市立山鹿中学校災害時の対応マニュアル



学校 TEL番号 0968-43-1185  
FAX 0968-43-5818

## ご家庭で準備しておいていただくこと

- ① 震度5強以上、風水害等で、交通網の麻痺や停電、情報網の混乱、通学路の損壊がない場合は、原則自宅への帰宅となります。帰宅後、一人で過ごすことになる場合もあるかと思えます。帰宅後どうしたらよいかを日頃からご家庭で話し合ってください。
- ② 震度5強以上で保護者等への引き渡しとなった場合、保護者の方が、迎えに行けない時に誰が迎えに行くのか、学校以外の自宅近くの避難所はどこなのかを日頃からご家庭で話し合ってください。

## 強い地震への対応について

### 1 大規模地震の定義

- ① 本校作成の防災計画で取り上げる大規模地震とは「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」を定義とします。
- ② 自校や地域が震度5強以下でも、市内のどこか1地点で震度5強が観測されれば、大規模地震が発生した場合の対応を行うこととします。
- ③ 大規模地震が発生した場合は、学校は休校とします。

### 2 授業時間中に強い地震が発生した場合の対応

- 震度5強以上・・・授業は打ち切り、生徒は校内の安全な場所で待機。交通網等の安全確認後、保護者へ引き渡す。
- 震度5弱以下・・・生徒の状況と校舎内外の被害等を至急確認し、基本的には学校待機とする。

## 台風・大雨等の対応について

(登下校時の安全確保を徹底する。)

### 1 台風接近に伴う対応

- ① 台風の大きさや進路状況によって、臨時休校、遅延登校等の対応をする。(安心メール等で周知)
- ② 進路の大幅変更によって、授業中に接近した場合は、学校待機を基本とする。

### 2 水害・大雨等に伴う対応

- ③ ゲリラ豪雨等によって、近隣の河川が氾濫する恐れが生じた場合は、臨時休校等の対応をする。
- ④ 授業中に大雨・水害等が発生した場合、学校待機を基本とする。

## ★生徒引き渡しについて★

### 【条件】

- ・震度5強以上
- ・安全性の確保ができない

### 【連絡手段】

- ・安心メール
- ・ホームページ
- ・デタポン、やまがメイト

### 【場所】

- ・体育館
- (状況により変更あり)

### 【引き渡し者】

- ・保護者
- ・代理人

## 災害時等の生徒引き渡し方法

### 【引き渡しの条件】

- ① 交通網の麻痺や通学路の損壊等がなく、経路の安全性が確保できている場合。
- ② 自然災害以外でも、凶悪事件などの犯人が逃走中で生徒に危害が及ぶ恐れがある場合。

### 1 引き渡し時の連絡手段

#### ① 通信手段（携帯メール・電話）が使用可能な場合

保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校からの連絡は、「安心メール」又は各担任による電話（安心メールを登録していない家庭のみ）で行います。また、ホームページ（<http://jh.higo.ed.jp/yamagajh/>）、デタポン、やまがメイトにも掲載します。

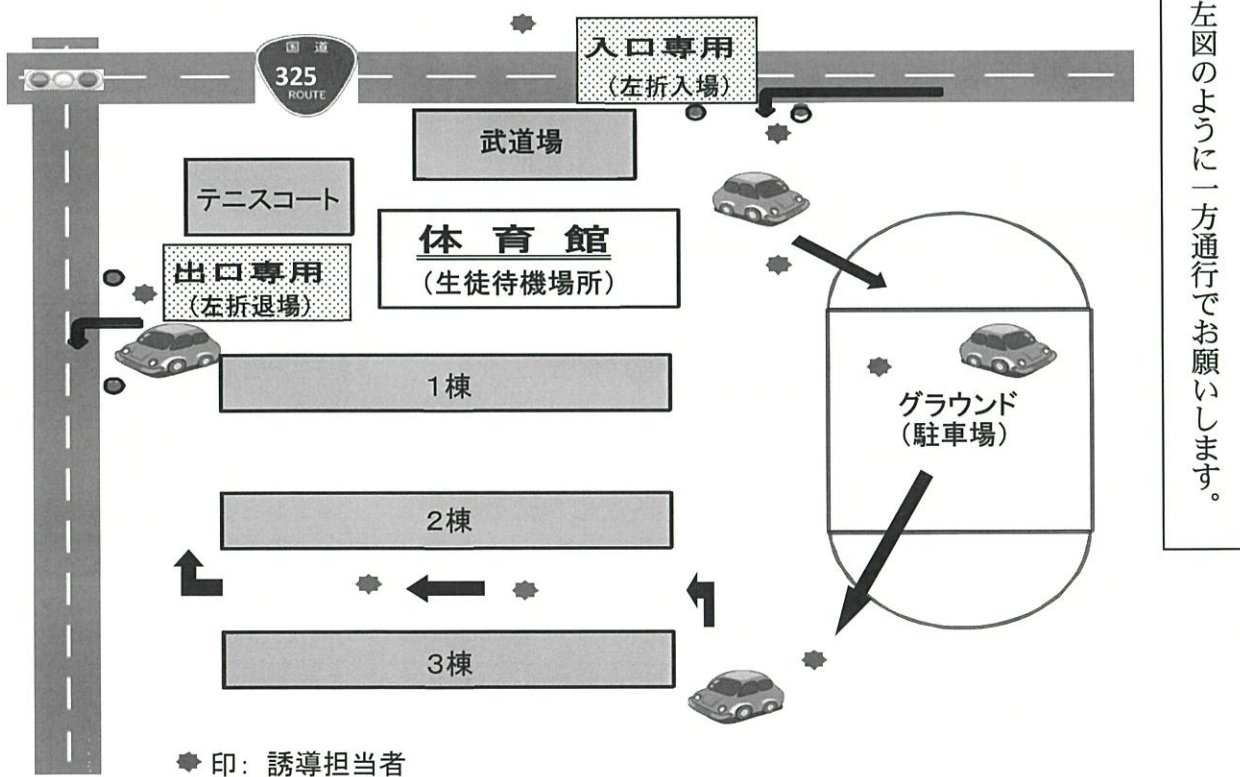
#### ② 一切の通信手段が途絶し、連絡できない場合

学校は、校舎内など安全な場所に生徒を待機させます。引き渡しは、保護者の方で判断して下さい。学校は、保護者または代理の方の来校を待って引き渡します。

また、本校の玄関等避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

### 2 引き渡し場所

原則、山鹿中学校体育館を引き渡し場所とします。保護者の方は車をグラウンドに駐車後、待機場所まで歩いて子どもさんを引き取りに来て下さい。



※ 学校での引き渡しが困難と判断された場合には、他の場所を連絡します。

## 令和4年度転退任職員

	職名	氏名	本校勤務年数	転退任先
1	校長	藤島 浩一	3年	定年退職 山鹿市立めのだけ小学校（再任用）
2	主任事務長	草野 富士子	7年	定年退職
3	教諭	坂本 佳総	5年	定年退職 山鹿市立山鹿中学校（再任用）
4	教諭	西牟田 哲郎	3年	退職
5	教諭	堺 智子	1年	退職 山鹿市立菊鹿中学校（再任用）
6	教諭	川口 利恵	3年	合志市立西合志南中学校
7	教諭	松野 博	2年	山鹿市立鹿本中学校
8	教諭	徳丸 喜一	7年	山鹿市立菊鹿中学校
9	教諭	磯部 拓紀	7年	山鹿市立鹿北中学校
10	教諭	室 謙一	2年	熊本市立井芹中学校
11	教諭	伊豫 貴子	3年	宇城市立松橋中学校
12	教諭	山川 貴史	3年	熊本県立菊池支援学校
13	教諭	藤原 綾乃	3年	大津町立大津中学校
14	養護教諭	坂本 靖子	3年	定年退職 山鹿市立山鹿中学校（再任用）
15	講師	伊藤 千穂	3年	玉名市立玉名中学校（新規採用）
16	非常勤講師	岡山 博之	1年	退職
17	非常勤講師	栗原 豊子	1年	退職
18	非常勤講師	田中 堅大	1年	退職
19	事務職員	高木 聖子	7年	山鹿市立大道小学校
20	調理員	内村 かおり	7年7ヶ月	山鹿市立めのだけ小学校
21	調理員	古閑 枝美子	1年	退職
22	A L T	ジャンル クリスタン	3年	山鹿市立鹿本中学校
23	A L T	デビッド クリステイ	4ヶ月	福岡市内の中学校

## 令和5年度転入職員

	職名	氏名	前勤務校等
1	校長	工 孝幸	阿蘇教育事務所
2	主任事務長	亀田 薫	山鹿市立三岳小学校
3	教諭	島田 一哉	山鹿市立米野岳中学校
4	教諭	緒方 文一	山鹿市立三岳小学校
5	教諭	緒方 晃市	菊池市立菊池北中学校
6	教諭	濱田 裕史	合志市立西合志南中学校
7	教諭	反後 優花	御船町立御船中学校
8	教諭	吉田 真大	八代市立有佐小学校
9	教諭	原 侑佳	錦町立一武小学校
10	教諭	飽本 悠介	新規採用
11	教諭	大坪 鈴佳	新規採用
12	講師	近藤 直美	山鹿市立鹿本中学校
13	非常勤講師	酒井 りゅう子	新規採用
14	非常勤講師	宮木 博生	山鹿市立鹿北中学校
15	特別支援教育支援員	富田 優子	山鹿市立三岳小学校（育児休業中）
16	特別支援教育支援員	虎口 彩音	新規採用（富田優子先生の代替）
17	調理員	高田 朋子	山鹿市立鹿北小学校
18	A L T	ニコ・クリスティー・ジョン	山鹿市立米野岳中学校

# 令和5年度 主任等及び学年・学級担任一覧

山鹿市立山鹿中学校

校長	工 孝幸			教頭	吉里 浩		体
主任事務長	亀田 薫	主幹教諭	橋本 義昭	社	教務	藤本 喜士	技
	1年部		2年部		3年部		
主任	春木 真	社	若杉 新策	体	大倉 一男	国	
副主任	河内 由行(近藤 直美)	家	春田 大祐	美	島田 一哉	理	
1組	中山 翔太	体	吉田 真大	英	布田 賢次郎	理	
2組	反後 優花	理	中居 寿美	音	緒方 朱華	社	
3組	村上 沙代	英	後藤 葵	国	上田 恭代	英	
4組	大坪 鈴佳	国	上堂 蘭 勇平	数	濱田 裕史	数	
5組	江島 翔陽	数	飽本 悠介	理	新納 里恵	国	
6組	緒方 文一	数	古賀 丈士	理	緒方 晃市	体	
7組	佐々木 勇太	国					
若竹1組	中村 美雪						
若竹2組			小崎 哲裕				
若竹3組	姫井 奈津紀						
若竹4組	御手洗 聖矩		礮 結里				
若竹5組			福本 佳央利		坂本 佳総		
若竹6組					兒玉 愛美		
みどり葉教室			永田 博徳		岩田 亜紀		
副担任	後藤 功	音	本並 由美子	数	前田 浩	体	
	原 侑佳	英	荒木 綾史	英	五十嵐 健	社	
養護教諭	本田 明希歩(保健主事)		栄養教諭		大塚 幸実		
	坂本 靖子						
サポート・ティーチャー	池部 里美・本山 結麻 古川 夏海 富田優子(虎口彩音)		給食調理員		有働 恵美子 石川 真由美 松本 湖粋 野口 富久美 福田 美子 内野 智子 岡本 優希 山下 和枝 河上 寿美 高田 朋子 砂川さやか ( )		
非常勤	中川 瑞穂・宮木 博生 酒井 りゆう子		ALT		ジェラルド、クリス、デル		
			用務員		西島 和久 村上重記		
事務職員	福田 賢太郎 宮川 実穂 椎葉 美和 ( )		初任研担当		霍口 信二		
			人材育成		島木 浩次		